

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	Wiley Rein LLP
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>日本は、全国的なスーパーブロードバンド網の急速な整備を奨励し、全世帯の約90%でスーパーブロードバンドサービスの利用を可能とすることに成功しました。さらに、経済開発協力機構(OECD)によれば、日本の「超高速」インターネットサービス(35Mbps以上の速度で動作するブロードバンドサービスと定義)の加入料がOECD加盟国の中で最低であります。また、アカマイ社の最新の「インターネットの現状」(State of Internet)レポートによれば、日本は世界でも屈指のブロードバンド接続、「高速ブロードバンド」接続(レポートの中では5Mbps超の速度での接続と定義)、平均接続速度、および平均最大接続速度を誇っています。</p> <p>安価な加入料でスーパーブロードバンド網の整備を促進した日本の成功は、世界中の政策立案者から絶大な賞賛を受け、その多くが自国において日本の功績に見習おうと模索しています。この成功は、市場において消費者に有意義な選択肢を提供する、日本の民間投資の奨励によるものです。</p> <p>残り10%の未整備の世帯にスーパーブロードバンドのアクセスを促進させたいとの総務省のご希望は賞賛に値します。ブロードバンド整備の拡充は、世界中の政策立案者および国際的組織が取り組んでいるグローバルな関心事であります。全国的なブロードバンドサービスの提供を民間部門だけでは維持できない場合、ユニバーサルサービス基金によってこのような整備の経済的補助がなされるべきであることは、広く意見の一致が見られるところであります。しかしながら、スーパーブロードバンドの完全整備を追及するあまり、ブロードバンドの整備およびそのアクセスにおいて日本を世界のリーダーに導いた政策を変更することは、誤りでありましょう。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点に</p>	<p>総務省ご提唱のスーパーブロードバンドサービスの利用率100%という目標は現実的ではなく、日本の人々にとってむしろ好ましくない結果を招くと思われます。現在、日本の世帯の65%がブロードバンドサービスを利用し、30%を超える日本の世帯がスーパーブロードバンドサービスに加入しております。ブロードバンド整備の指標と同様に、これらの数字は他の先進諸国と比して遜色がなく、日本のブロードバンドの利用を奨励する取り組みが効果的であったことを証明するものであります。</p> <p>ブロードバンドサービスの利用には消費者による選択の自由</p>

ついてどのように考えるか。

が伴うので、中にはサービスの内容あるいは価格に拘らずスーパーブロードバンドサービスに加入を選択しない消費者もいるかもしれないことを、総務省は認識しなければなりません。これらの消費者が、低速接続を利用したり携帯装置を使用してインターネットをアクセスし、あるいは全くアクセスしないという選択をする権利は、あらゆる自由市場システムの必須要素であります。例えば、米国連邦通信委員会(FCC)が「全米ブロードバンド計画」(National Broadband Plan)の中で米国におけるブロードバンド拡充および利用に関するアジェンダを設定したときでさえ、「接続を望まない人々の選択を尊重することが重要である」と認めました。さらには、ブロードバンドインターネットアクセスを基本的権利とする数少ない国々でさえ、消費者にはその権利を行使する義務はないと理解しております。このように、総務省は、その提唱するところの、スーパーブロードバンドの利用率 100%という目標にこだわらず、ブロードバンド網へのさらなる投資を奨励し、日本の消費者に提供されている現行の高品質のサービスを危うくせず、ブロードバンド市場での消費者の選択を保護する方法で、ブロードバンドおよびスーパーブロードバンドサービスの需要を拡大するように努めるべきであります。

日本は、その規制モデルを根底から見直すよりも、むしろブロードバンドの利用を奨励し促進するほかの方法を模索すべきです。ブロードバンドの利用率を向上させようと努めた多くの国は、最先端のアプリケーションやサービスの開発に重点をおいて需要を喚起し、消費者のブロードバンド体験を向上させることによって成功を収めています。電子政府、電子教育、および遠隔医療などのサービスを独創的かつ十分に提供するならば、消費者の高速インターネットサービスへの加入に対する関心を高めるインセンティブとなります。とりわけ米国並びにそれ以外の地域において、この種のコンテンツの質を高め、利用し易くすることが、ブロードバンドの利用を拡大する上で最も費用対効果の高い方法であり得ることが明らかになっております。

さらに、需要の拡大およびオンラインサービスの向上に重点をおいた政策は、「諸国は、ブロードバンドサービスへのアクセスを促進し、ブロードバンド接続を通じた行政サービスの提供の重要性を認識する政策を制定するべきである」と述べた 2005 年のチュニスアジェンダ(Tunis Agenda for the Information Society)と整合が取れております。

総務省にとって、ブロードバンドおよびスーパーブロードバンドの利用率を向上させるもう 1 つの方法として、日本国民のコンピューターリテラシーを向上させるプログラムを促進することが挙げられます。このようなプログラムは、インターネットの使用経験が不足していると思われる高齢者、低所得者、ならびに身体に障害のある国民にとって特に重要です。人口のあらゆる立場の人々がインターネットを通じて利用可能なサービスに関する知識を持つように徹底することで、総務省は、ブロードバンド市場における消費者の選択を保護しながら、ブロードバンドおよびスーパ

ーブロードバンドを経由したインターネットサービスの消費者需要を高めることができます。

NTT の事業の構造的分離あるいはネットワーク設備のさらなる分離の検討に関して総務省の挙げておられる主な理由は、スーパーブロードバンドサービスの可用性の拡大を促進し、これらサービスの利用を増進させるためであります。しかしながら、上述のように、日本は既にブロードバンドおよびスーパーブロードバンドのアクセスおよび利用におけるリーダーとして世界から正当に認められており、総務省によって検討されている規制変更は、日本のブロードバンドの偉大なる成功を危うくする可能性が高いように見受けられます。

例えば、構造的分離は米国によって試みられ、その後、消費者に追加的なコストを課すと共に投資および技術革新を妨げるとされ、放棄されました。総務省によって検討されている大幅な変更は、同様の影響を与えかねず、導入されたならば、ブロードバンドインターネットの可用性およびアクセスのグローバルなリーダーとしての日本の地位を傷付けることが懸念されます。また、米国では、事業者が追加的なネットワーク設備を構築する阻害要因を排除するために、新規投資に関する分離要件が解除されことにも注目すべきです。私は、この分離要件を排除した政策は成功であったし、総務省でも検討なさるべきであると考えます。

さらに、このような過激な政策転換は、固定回線ブロードバンド業界のみに留まらず、その他の業界にも影響を及ぼしかねません。FTTH のような特定の技術モデルに注力することで、総務省は、近いうちに商用化が見込まれる LTE 無線ネットワークのような他の技術の成長を、意に反して阻害してしまいかねません。ブロードバンドインターネットサービスのアクセスのギャップを埋めるのに役立つ無線ネットワークの甚大な可能性は、米国によって「全米ブロードバンド計画」(National Broadband Plan)の中で、ヨーロッパ委員会によってその「欧州のデジタルアジェンダ」(Digital Agenda in Europe)の中で、さらにその他の政策立案者たちによって認識されております。高度な電気通信サービスの全ての領域にわたる投資および成長を後押しするためには、政府は、様々な技術における競合ならびに投資を促進して、1 つのアクセスモデルのみを支持するのではなく、消費者に現実的な選択肢を確実に提供すべきであります。

日本は、投資を奨励し、技術革新を促進し、競争を助長することによって、世界で最も高速で、最も安価で、最も広域に整備された高速ブロードバンド網の幾つかの構築に成功しました。この成功は、世界中の羨望の的であります。しかしながら、総務省によってその意見公募の中で検討され、提唱されている大規模な変更は、これらの目覚ましい成果を傷付け、日本のブロードバンドおよびスーパーブロードバンドのアクセスおよび利用のさらなる

	<p>成長を妨げるおそれがあります。従って、私は、総務省が、NTTの基幹事業を構造的に分離し、あるいはネットワークサービスをさらに分離する案を再考され、その代わりに、ブロードバンドの需要を高め、技術的に中立的な競争を促進し、上述のようにネットワークへのさらなる投資を奨励することに注力されることを、謹んでここに推奨致します。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------